第三十七条の十一の六第二項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十七条の十一の四第五項の規定は、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出と併せて特定口座開設届出書の提出をしようとする場合について準用する。

第三十七条の十二第一項中「国内に」及び「（所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「同号イ」を「所得税法第百六十四条第一項第二号」に改め、同条第一項」を「、第三十七条の十第一項」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「国内に」を削り、「第百六十四条第一項第四号イ」を「第百六十四条第一項第二号」に改める。

第三十七条の十三第一項第四号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

五　内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第五十七条の二第一項に規定する指定会社で平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に同項の規定による指定を受けたもの　当該指定会社により発行される株式

第三十七条の十四第一項中「、非課税口座に」の下に「第五項第二号に規定する」を、「雑所得（」の下に「所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、同条第四項中「したものと」の下に「、第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加え、「第十五項」を「第二十五項」に改め、同条第五項第一号中「非課税適用確認書」の下に「、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書」を加え、同項第二号中「設けられるものをいう」の下に「。以下この条において同じ」を、「受けた非課税適用確認書」の下に「、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書」を加え、「、その提出の日」を「その提出の日とし、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十二項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。」に改め、同項第三号中「、生年月日」を「及び生年月日」に改め、同項に次の二号を加える。

四　非課税管理勘定廃止通知書　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第十四項から第十六項までの規定の定めるところにより第十四項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、非課税管理勘定を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

五　非課税口座廃止通知書　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第十七項から第十九項までの規定の定めるところにより第十七項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、非課税口座を廃止した年月日、当該廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

第三十七条の十四第六項中「同じ。）、」を「同じ。）及び」に改め、同条第十二項中「提出された」を「提出がされた」に改め、同条第二十一項中「第十八項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十項中「第十七項及び第十八項」を「第二十七項及び第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十六項を同条第二十六項とし、同条第十五項を同条第二十五項とし、同条第十四項中「前三項」を「第十一項から前項まで」に、「第九条の八及び第一項から第四項までの規定の適用をやめようとする」を「出国をする」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十三項の次に次の十項を加える。

14　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税口座（以下この項及び次項において「変更前非課税口座」という。）に設けられるべき非課税管理勘定を当該変更前非課税口座以外の非課税口座（以下この項において「他の非課税口座」という。）に設けようとする場合には、その者は、当該変更前非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年十月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、非課税管理勘定を他の非課税口座に設けようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「金融商品取引業者等変更届出書」という。）を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等変更届出書を提出する日以前に当該非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができない。

15　前項の規定による金融商品取引業者等変更届出書の提出があつた場合には、次に定めるところによる。

一　当該金融商品取引業者等変更届出書に係る非課税管理勘定が既に設けられているときは、当該非課税管理勘定は、当該提出があつた時に廃止されるものとする。

二　当該金融商品取引業者等変更届出書の提出があつた日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限る。）においては、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該変更前非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができないものとする。ただし、当該金融商品取引業者等の営業所の長が、同日後に第二十項の規定により非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出を受け、かつ、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長から第二十二項第一号に定める事項の提供を受けた場合は、この限りでない。

16　金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該金融商品取引業者等変更届出書を提出した者の氏名、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた旨、非課税管理勘定を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項（以下この項及び第二十二項において「変更届出事項」という。）を第九項第一号に掲げる方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならないものとし、当該変更届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等変更届出書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、非課税管理勘定廃止通知書を交付しなければならない。

17　非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税口座につき第九条の八及び第一項から第四項までの規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、当該非課税口座を廃止する旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座廃止届出書」という。）を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

18　非課税口座廃止届出書の提出があつた場合には、その提出があつた時に当該非課税口座廃止届出書に係る非課税口座が廃止されるものとし、当該非課税口座に受け入れていた上場株式等につき当該提出の時後に支払を受けるべき第九条の八に規定する配当等及び当該提出の時後に行う当該上場株式等の譲渡による所得については、同条及び第一項から第三項までの規定は、適用しない。